

Theme 7 投資信託の売買 ★★★

1 中途換金

(1) 中途換金の方法

中途換金の方法には、買取請求と解約請求の2つの方法があるが、現状は解約請求が中心となっている。

- ・買取請求…受益者が販売会社に対して受益証券を時価で買い取ってもらう（売却する）方法。信託財産は減少しない。
- ・解約請求…受益者が委託会社に対して直接に解約を請求する方法。信託契約の解約となるため、信託財産はその分減少する。

(2) 中途換金時の課税 頻出！

株式投資信託の換金価額は、買取・解約いずれの方法で換金した場合も、株式等の譲渡所得となる。なお、購入時手数料は取得費に含まれる。また、換金価額は解約時の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額である。

【基本例題】

Aさんは、下表のように国内公募追加型株式投資信託TOオープンを購入・換金した。譲渡所得の金額を求めなさい。

購 入 時	口数（当初設定元本1口＝1円）	200万口
	基準価額（1万口当たり）	9,000円
	購入時手数料率（消費税込み・外枠）	2.20%
換 金 時	口数（当初設定元本1口＝1円）	200万口
	基準価額（1万口当たり）	10,000円
	信託財産留保額	0.2%

【解答】

取得費 $9,000\text{円}/\text{万口} \times 200\text{万口} \times (1 + 0.022^{\ast}) = 1,839,600\text{円}$

※ 0.022 (2.20%) は購入時手数料率

換金価額 $10,000\text{円}/\text{万口} \times (1 - 0.002^{\ast}) \times 200\text{万口} = 1,996,000\text{円}$

※ 0.002 (0.2%) は信託財産留保額

譲渡所得 $1,996,000\text{円} - 1,839,600\text{円} = \underline{156,400\text{円}}$

2 個別元本方式 頻出！

(1) 個別元本とは

基準価額は毎日変動するため、受益者ごとに元本（購入価額）が異なる。そのため、個別元本方式により、受益者ごとの元本を把握する。同じ受益者が同じファンドを追加購入した場合には、移動平均法により個別元本がその都度修正される。なお、購入時手数料などは個別元本に含まれない。

【基本例題】

Aさんは、下表のように追加型株式投資信託T Aオープンを購入した。その後追加購入した直後のT Aオープンの個別元本を求めなさい。

初回購入	口数（当初設定元本1口＝1円）	100万口
	基準価額（1万口当たり）	9,000円
	購入時手数料（消費税込み・外枠）	2.20%
追加購入	口数（当初設定元本1口＝1円）	300万口
	基準価額（1万口当たり）	8,000円
	購入時手数料（消費税込み・外枠）	2.20%

【解答】

$$\frac{\text{初回購入価額} \times \text{口数} + \text{追加購入価額} \times \text{口数}}{\text{初回購入口数} + \text{追加購入口数}}$$

$$\frac{9,000\text{円/万口} \times 100\text{万口} + 8,000\text{円/万口} \times 300\text{万口}}{100\text{万口} + 300\text{万口}} = \underline{8,250\text{円}} \quad (1\text{万口当たり})$$

(2) 収益分配金の構成

個別元本方式における収益分配金は、**普通分配金**と**元本払戻金（特別分配金）**の2つから構成される。

普通分配金とは、個別元本を上回る値上がり益から支払われる分配金であり、課税対象となる。元本払戻金（特別分配金）とは、元本の一部払戻しに相当し、非課税となる。

なお、収益分配金が普通分配金か元本払戻金かに関わらず、**収益分配金が支払われると（収益分配金落ち後）、基準価額はその分、下落する。**

◆第7章 投資信託◆

	普通分配金	元本払戻金
源 泉	個別元本を上回る値上がり益	元本の一部払戻し
課税関係	配当所得として課税 (所得税15%・住民税5%)	非課税

(例1)

下記のケースで、Aさんの1口あたりの手取りの分配金と分配金受取後の個別元本はいくらか。なお、復興特別所得税を考慮しないものとする。

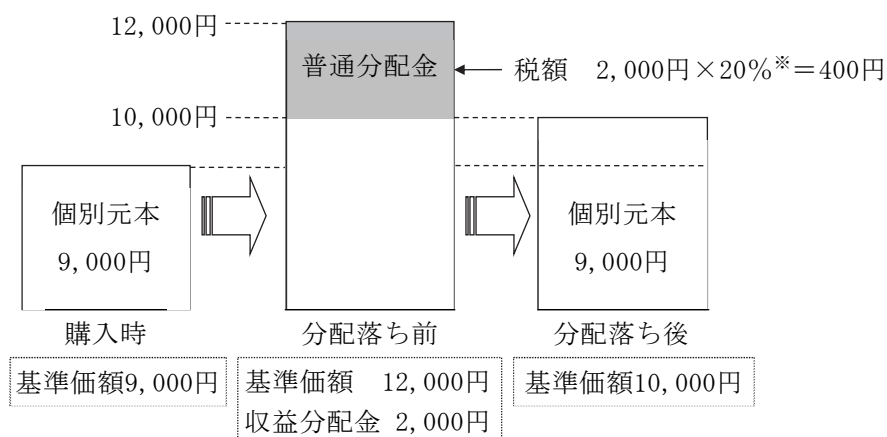
〈追加型株式投資信託Yファンド〉

Aさんの個別元本： 9,000円

分配落ち前の基準価額：12,000円

分配金： 2,000円

分配落ち後の基準価額：10,000円



※ 収益分配金の源泉徴収税率は20%（所得税15%、住民税5%）。

・手取りの分配金：2,000円－400円＝1,600円

・分配金受取後の個別元本：9,000円

（元本払戻金を受け取っていないため、個別元本は修正されない）

(例2)

下記のケースで、Bさんの1口あたりの手取りの分配金と分配金受取後の個別元本はいくらか。なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。

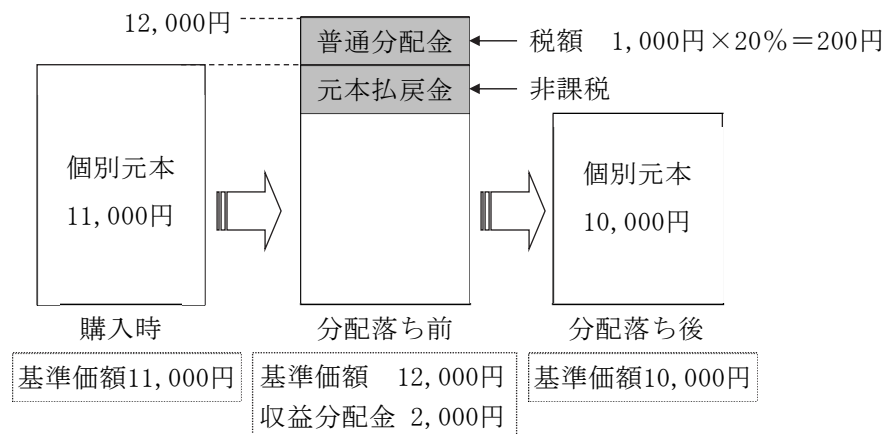
〈追加型株式投資信託Yファンド〉

Bさんの個別元本： 11,000円

分配落ち前の基準価額：12,000円

分配金： 2,000円

分配落ち後の基準価額：10,000円



- ・手取りの分配金：2,000円－200円＝1,800円
 - ・分配金受取後の個別元本：11,000円－1,000円＝10,000円
- (元本払戻金を受け取っているため、個別元本は減額修正される)

【基本例題】

Aさんが、下表のように××年1月に追加型株式投資信託を買い付け、半年後に収益分配金を受け取った場合、次の(1)(2)を求めなさい。なお、購入時手数料は外枠とする。また、復興特別所得税を考慮しないものとする。

(1) 収益分配金の税引後手取り額

(2) 分配金落ち後の個別元本

購入時の状況	口数（当初設定元本1口＝1万円）	200口
	基準価額	10,500円
	1口当たり購入時手数料（消費税込み）	3.30%
収益分配金に関する状況	収益分配金落ち後の基準価額	10,250円
	1口当たり収益分配金	300円

【解答】

(1) ・収益分配金落ち前の基準価額

$$10,250円 + 300円 = 10,550円$$

・収益分配金（300円）の内訳

$$\text{普通分配金} : 10,550円 - 10,500円^* = 50円$$

※ 個別元本に手数料は含まれない。

$$\text{元本払戻金} : 300円 - 50円 = 250円$$

・収益分配金の税引後手取り額

$$\text{普通分配金} : 50円 \times 200口 \times (1 - 0.2) = 8,000円 \quad (20\% \text{源泉徴収})$$

$$\text{元本払戻金} : 250円 \times 200口 = 50,000円 \quad (\text{非課税})$$

$$\text{手取り額} : \underline{58,000円}$$

(2) 元本払戻金を受け取った場合には、個別元本はその分減額修正される。

$$\text{分配金落ち後の個別元本} : 10,500円 - 250円 = \underline{10,250円}$$

Theme 8 投資信託と税金 ★★★

1 公社債投資信託の税金

収益分配金	利子所得として20%申告分離課税 源泉徴収されたものは、申告不要を選択できる。
解約益、償還益、 売却益	上場株式等の譲渡所得として20%申告分離課税

※ 特定公社債と公募公社債投資信託を総称して特定公社債等という。

2 公募株式投資信託の税金

収益分配金（普通分配金）は、配当所得として課税される。上場株式の配当金と同じ取扱いとなり、総合課税を選択した場合には、配当控除の適用を受けられる場合がある。ただし、その資産割合（約款上の外貨建資産の組入比率や、株式以外の資産の組入比率（非株式割合））によって控除率は異なり、約款上、「外貨建て資産を75%超保有することが認められている国内公募株式投資信託の収益分配金」となっている場合には、配当控除の適用がない。

換金（償還・解約・売却）で生じた利益と損失は、上場株式等の譲渡所得とされ、上場株式等の譲渡損益と損益通算することができる。また、損益通算しても控除しきれない損失は、上場株式と同様に、確定申告することにより、翌年以後3年間にわたり、上場株式等の譲渡所得から繰越控除することができる。

3 上場投資信託と税金

証券取引所に上場されているETF（上場投資信託）や不動産投資信託（J-REIT）は、上場株式等として基本的に上場株式と同じ取扱いとなる。上場株式等の譲渡損失と損益通算をすることができる。不動産投資信託（J-REIT）は利益の90%超を分配金として支払うことにより法人税が非課税となるため、その分配金を申告しても配当控除の適用を受けられない。

4 特定口座における投資信託の取扱い

公社債投資信託、株式投資信託、上場投資信託（ETF・J-REIT）、外国株式投資信託は、上場株式と同様に、特定口座に受け入れることができる。

5 N I S A（少額投資非課税制度） **頻出！**

N I S Aは、個人の資産形成を目的としており、一般N I S A、つみたてN I S A、ジュニアN I S Aの3種類がある。

一般N I S AとつみたてN I S Aは暦年ごとの選択適用となり、1 / 1時点で**20歳以上**（2023年1月1日から18歳以上）の居住者等が一人一口座のみ開設することができる。また、一般N I S AとつみたてN I S Aの選択変更を希望する場合、その年の初回の買付けや積立て前に手続きが必要となる。

一般N I S AやつみたてN I S Aを利用するには、金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（初めて口座を開く場合のみ）を提出し、マイナンバーを告知する必要がある。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」を提出した場合、口座開設に一定期間を要する。「非課税口座簡易開設届出書」を提出した場合は**即日開設が可能**となるため、開設申込日に買付注文を出すことができる。ただし、**税務署において重複して開設されたN I S A口座であることが判明した場合、一般口座で買い付けたものとみなされる。**

一般N I S A、つみたてN I S A、ジュニアN I S Aの共通の特徴は以下のとおりである。

- ・ 債券および公社債投資信託を投資対象とすることはできない。
- ・ N I S A口座以外の口座で保有している商品をN I S A口座に移管することはできない。
- ・ 投資上限額の未使用枠を翌年以後に繰り越すことはできない。
- ・ 配当金を非課税とするためには、受取方法を**株式数比例配分方式**としなければならない。
- ・ 口座内で生じた譲渡損失をN I S A口座や一般口座・特定口座で生じた譲渡益や配当金と**損益通算**することはできない。
- ・ 口座内で生じた譲渡損失を翌年以後に繰越控除することはできない。

(1) 一般NISA（少額投資非課税制度）※2024年以降改正

年間の投資上限額は120万円で非課税期間は5年間となる。投資対象となるのは、上場株式、公募株式投資信託、ETF、J-REITなどである。途中売却せずに非課税期間が終了する5年後の年末を迎えた場合、同一金融機関の特定口座（ない場合は一般口座）に移管される。移管された場合、取得価額は移管時の時価とみなされる。

なお、解約や移管をせずに、翌年の新たな一般NISA口座に移管する（ロールオーバー）こともできる。ロールオーバー時の金額の多寡は問わない。

一般NISAは、2024年から2階建ての制度（非課税枠は年間で1階部分20万円、2階部分102万円）となる。

(2) つみたてNISA

年間の投資上限額は40万円であり、累積投資契約に基づき、あらかじめ定めた銘柄の定期かつ継続的な買付けに限られる。非課税期間は20年間である。

つみたてNISA口座で買い付けられる商品は、次のような基準により金融庁が選定した長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限られている。

- ・販売手数料はゼロ（ノーロード）であること
- ・信託報酬は一定水準以下（国内株のインデックス投信の場合0.5%以下）であること
- ・過去1年間に各口座開設者が負担した信託報酬の概算金額を通知すること
- ・信託契約期間が無期限または20年以上であること
- ・分配頻度が毎月でないこと
- ・ヘッジ目的を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
- ・設定日より2/3に相当する期間が資金流入超であること

つみたてNISA口座において途中売却せず、非課税期間が終了する20年後の年末を迎えた場合、同一金融機関の特定口座（ない場合は一般口座）に移管される。なお、つみたてNISA口座においてロールオーバーを選択することはできない。

◆第7章 投資信託◆

(3) ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）※2023年で終了

未成年者が中長期で効率的な資産形成を図ることを目的とした制度で、親権者が口座管理を行い、非課税期間の満了を迎えても20歳まで引き続き非課税で保有できる。また、原則として、3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで払い出すことはできないが、**2024年から既存口座の払出し制限が解除される。**

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対 象 者	1 / 1 において 20歳以上 の居住者等 ※2023年以降は18歳以上		20歳未満の居住者等
投資対象	上場株式・公募株式 投資信託・ETF・ J-REITなど	一定の公募株式投 資信託・ETF ※上場株式・ J-REIT不可	上場株式・公募株式 投資信託・ETF・ J-REITなど
年間投資上限額	120万円 (累計600万円)	40万円 (累計800万円)	80万円 (累計400万円)
非課税運用期間	最長 5 年間	最長20年間	最長 5 年間
途中売却	自由（売却部分の非課税枠は再利用不可）		
払出し制限	なし		18歳まで払出し不可